



税務局における納税信用評価及び見直しに関する公告

2021年11月15日に国家税務総局より「納税信用評価及び見直しに関する事項の公告」が公表されました。今回はその公告の内容についてご紹介させていただきます。

税務局によって全ての企業は以下のいずれかの評価がされており、電子税務局と呼ばれる電子申告の画面より確認することができます。

等級	評価基準
A	評価点数が90点以上、かつ、以下のいずれかに該当しない。 ① 経営期間が3年未満。 ② 前評価年度の信用評価がD級。 ③ 異常な原因により評価年度中の連続する3か月間又は累計6か月間の増値税または営業税の申告が0申告またはマイナス申告。 ④ 国家統一会計制度に規定されている会計帳簿の用意がなく、かつ、合法的・有効な計算に基づく税務資料を税務機関に提出ができない。
B	評価点数が70点以上90点未満。
M	以下のいずれかに該当する。 ① 新規設立企業。 ② 評価年度内に営業収入がなく、かつ、評価点数が70点以上の企業。
C	評価点数が40点以上70点未満。
D	以下のいずれかに該当する。 ① 評価点数が40点未満。 ② 脱税、輸出還付詐欺、増値税の専用発票の虚偽発行を行い追徴が行われた企業。 ③ 法定期限内に本税・延滞税・罰金を納付していない企業。 など

今回の公告では、主にこの納税信用評価 D 級の企業について、評価の見直方法が掲載されています。申請が可能な企業は以下のとおりです。

No	申請が可能な企業
1	破産企業又はその管理者がリストラ又は和解手続において、法に基づき税金、延滞金、罰金を納付し、関連する納税信用喪失行為を是正した企業。
2	重大な税法の違反を行い、信用喪失企業として納税信用評価が D 級と判定されたものの、信用喪失の情報为国家税務総局の関連規定によって公表されていない又は公表が停止されてお

	り、かつ、申請前の連続する 12 か月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。
3	納税信用評価 D 級による納税責任者として登録又は経営責任があり、納税信用評価が D 級の納税者と評価されたものの、申請前の連続する 6 ヶ月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。
4	他の信用喪失行為により納税信用評価が D 級と判定されたものの、納税信用喪失行為を是正し、税法上の責任を履行し、申請前の連続する 12 ヶ月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。
5	前年度の納税信用評価が D 級と判定され、本年度の納税信用評価が D 級として保留されたものの、納税信用喪失行為を是正し、税法上の責任を履行又は信用喪失の情報が国家税務総局の関連規定によって公表されていない又は公表が停止されており、申請前の連続する 12 ヶ月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。

税関に対する登録登記及び備案企業信用管理法の公表

2021 年 9 月 13 日に税関総署は「中華人民共和国税関登録登記及び備案企業信用管理法に関する令」（税関総署第 251 号令）を公表しました。

これまで税関は企業の信用状況に応じて高級認証企業・一般認証企業・一般信用企業・信用喪失企業の 4 つで評価し、評価に応じて税関手続の措置を分けてきましたが、今回この評価区分を高級認証企業・信用喪失企業・その他企業の 3 つに変更しました。その評価基準及び評価毎の措置をご紹介します。

評価区分	評価基準	評価毎の措置
高級認証企業	以下の両方の基準に該当する企業。 ① 内部統制・財務状況・規範遵守及び貿易安全などの基準（共通基準）。 ② 税関が企業類型及び経営範囲毎に定める基準（個別基準）。	① 輸出入貨物の平均検査率 20%未滿。 ② 輸出貨物の原産地調査の平均抜取検査率 20%以下。 ③ 輸出入貨物の通関手続及び関連手続の優先的実施。 ④ 他国（地域）に対する農産物、食品などの輸出企業の登録優先。 ⑤ 担保免除の申請。 ⑥ 企業に対する査察・検査頻度の減少。



		<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 税関監督管理区に到着前の税関申告。 ⑧ 税関の企業サポート職員の手配。 ⑨ AEO 相互認証国家又は地区の通関便利措置。 ⑩ 共同奨励措置。 ⑪ 不可抗力による貿易の中止があった場合、優先的な通関復活。 ⑫ 税関総署が定めるその他の措置。
<p>信用喪失企業</p>	<p>以下のいずれかに該当する企業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税関から密輸の捜査、公安機関により立件・司法機関から刑事責任を追及されている企業。 ② 密輸行為により税関から処罰を受けた企業。 ③ 非通関企業の内、1年以内の違反行為数が前年度の通関申告書・輸出入備案リストなどの総数の0.1%超、かつ、税関から受けた行政処罰の罰金が100万人民元超の企業。 通関企業の内、1年以内の違反行為数が前年度の通関申告書・輸出入備案リストなどの総数の0.05%超、かつ、税関から受けた行政処罰の罰金が30万人民元超の企業。 ④ 納付期限から起算して3か月間超、税金の納付を行っていない企業。 ⑤ 納付期限から起算して6か月間超、罰金、没収対象の不当所得・密輸貨物・物品の納付が未了、かつ、その金額が1万人民元超の企業。 ⑥ 税関職員の職務執行に抵抗・妨害し、法に基づき処罰を受けた企業。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出入貨物の検査率80%以上。 ② 加工貿易業務を行う場合、全額担保が必要。 ③ 企業に対する査察・検査頻度の増加。 ④ 税関総署が定めるその他の措置。



	<p>⑦ 税関職員に贈賄し、刑事責任を追及された企業。</p> <p>⑧ 法律、行政法規、税関規章・規定に定めるその他の企業。</p> <p>以上の信用喪失企業の内、以下のいずれかに該当する場合はブラックリストに掲載される。</p> <p>① 輸出入食品安全管理規定に違反し、輸出入化粧品監督管理規定又は固体廃棄物の密輸について刑事責任を追及された場合。</p> <p>② 固体廃棄物を不法に輸入し、税関の行政処罰金額が 250 万人民币元超の場合。</p>	
その他の企業	定めなし。	通常の措置。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com</p>
<p>上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>	<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>
<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。